

岸田政権の危険な本質と 憲法闘争の課題



法政大学名誉教授

いがらし じん
五十嵐 仁

はじめに

安倍晋三あべしんぞう元首相が執念を燃やした憲法の明文改憲に向けての動きは、岸田文雄きしだふみお首相によって受け継がれた。それだけでなく、ロシア軍によるウクライナ侵略を利用した危機便乗型の改憲論も強まるなど、改憲発議の危険性が現実の脅威とされるような新たな局面が生まれている。

安倍元首相がビデオメッセージで「2020年の新憲法施行」への意欲を表明してから4年。改憲反対を掲げる署名活動の効果などもあって、発議はなされなかった。国民運動の大きな成果である。

しかし今日、改憲策動が新たな局面を迎える状況の下で、改憲阻止を中心とした多面的な憲法闘争の必要性が高まっている。憲法条文の書き換え（明文改憲）に向けての発議に反対するだけでなく、憲法解釈の変更（解釈改憲）を阻止し、憲法に反する法律や制度の改変（実質改憲）も許さない取り組みが求められている。

また、これらの多面的な改憲策動（明文改憲・

解釈改憲・実質改憲）に反対するだけでは不十分である。それと共に、憲法に基づく内政や外交、安全保障政策についての将来ビジョンを明らかにし、それを実現して政治や生活に活かせる活憲政府の樹立をめざさなければならない。

このような政府は、立憲野党による共闘によってこそ樹立することができる。改憲発議阻止を中心とした多面的な憲法闘争と、野党共闘による連合政権樹立による活憲の政府に向けての展望を切り開くことがこれからの課題である。その天王山となるのが、7月の参議院選挙にほかならない。

1 改憲策動の新局面と危険性

ロシアによるウクライナ侵略の教訓

2022年2月24日、西部の国境地帯で大規模な演習を繰り返していたロシア軍は、大挙してウクライナへの侵略を開始した。プーチン大統領はこれを正当化する演説を繰り返したが、「主権の尊重」

「領土の保全」「武力行使の禁止」を加盟国に義務付けた国連憲章をはじめとする国際法に反する侵略であり、断じて許されない暴挙である。これを機に、憲法の平和理念に反する「力対力」による軍事的な対応の必要性が声高に主張されるようになった。しかし、これは大きな間違いである。

戦争が始まれば多くの死傷者や難民が出ることは避けられない。そうなったこと自体、それまでの政治や外交が失敗したことを意味している。いかなる理由があっても戦争を始めてはならず、最終的にその「引き金」を引いたのはロシアのプーチン大統領だ。「戦争犯罪人」としての責任を免れることはできない。

何よりも対立や紛争は武力によってではなく、話し合いで解決されなければならない。力に対して力によって対抗しようとするれば、必ず破局をもたらし犠牲を生む。最善の解決策は対立を激化することなく敵愾心てきがいしんを持たせず、友好関係を維持しながら緊張を緩和することである。それに失敗した結果が戦争となる。

軍拡や軍事同盟への依存は逆効果だということも明らかになった。ロシアの侵略の口実は北大西洋条約機構（NATO）の東方への拡大であり、それへのウクライナの加盟問題である。ウクライナも米欧もこの点を過小評価していたのではないか。NATOへ加盟し安全を確保しようとすることは、対立激化の一因となり侵略の口実とされた。軍拡や軍事同盟への依存は周辺国の敵愾心を刺激するだけで、安全をもたらさなかった。安全保障のパラドクス（逆説）である。

また、プーチン大統領が主張したロシアの論理は、「敵基地攻撃論」と同じ誤りを示している。ウクライナがNATOに加盟すれば大きな脅威となるから、それを阻止するために攻撃したとするプーチンの説明は、ミサイルを発射されれば大き

な脅威となるから、その前にせん滅すべきだという主張と紙一重だ。結局は、相手国に対する先制攻撃を正当化するための屁理屈にすぎない。

重要なのは、戦争を回避するためにあらゆる外交努力を行うことだ。戦争で犠牲になるのは一般市民で、軍産複合体が喜ぶだけだ。戦争回避に必要なのは武力ではなく、友好的な互惠関係を築くための外交なのである。

● 岸田政権の危険性と自民党の変質

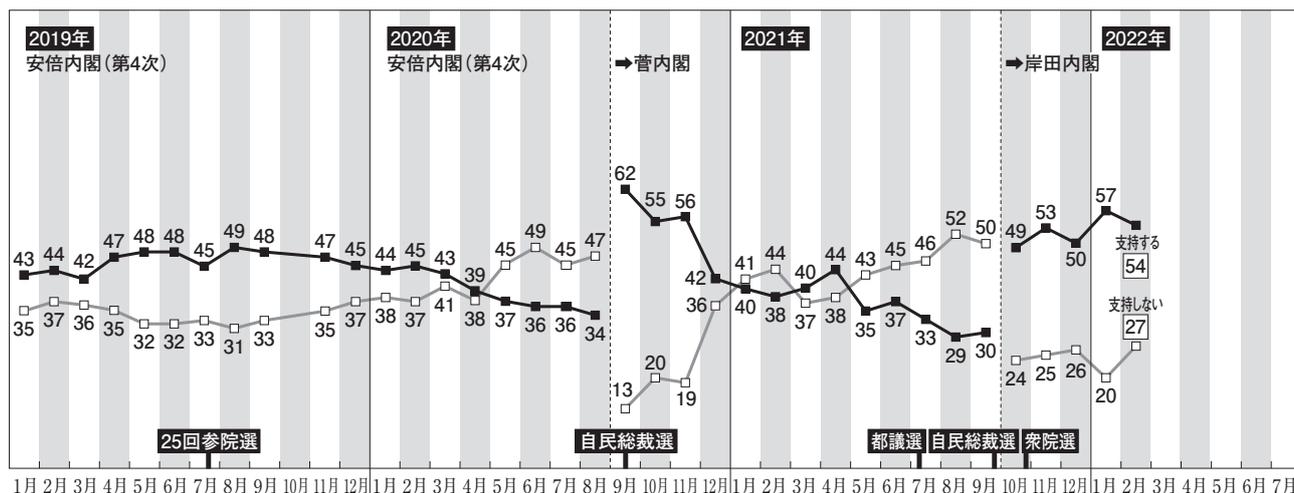
岸田首相は池田勇人いけだ はやとを祖とする宏池会こうちかいの出身である。そのために、リベラルで軽武装、経済主義という衣をまとって登場した。自民党総裁選に立候補した当初、「令和の所得倍増」などと口走ったように、岸田首相自身、このようなイメージを十分に自覚していたと思われる。

しかし、それは単なる幻想にすぎない。外見は異なって見えても、中身は同じだからだ。安倍元首相あべや麻生元副総理の支持と支援によってその地位を手に入れた岸田首相にとって、安倍・菅政治すがの継承は既定路線だった。とはいえ、その共通の路線を異なったイメージを活用しながら、異なったやり方で実行しようとしているところに岸田首相のしたたかさや危険性がある。

岸田内閣に対する支持率の動きは、それ以前とは大きく異なっている。図1のグラフはNHKによる調査を示したものだが、新型コロナウイルスによる感染拡大の第6波が訪れたにもかかわらず、比較的高止まりしているからだ。毎日新聞の調査では不支持率が支持率を上回ったが、それでも45%と4割台の支持率を維持している。これまでの岸田内閣への支持は比較的安定しており、その点にしぶとさが示されている。

岸田政権は同じ宏池会出身だということで、池

図1 内閣支持率の推移 (NHK 世論調査)



田政権と比較されがちだ。池田元首相は安保闘争を引き起こした岸前首相の後を引き継ぎ、所得倍増という経済主義路線を打ち出し、強権的な政治主義によって生じた混乱を収束させた。岸田政権は「聞く力」を売り物に、前任者の強権的手法とは一線を画している。

しかし、池田元首相と似ているのはこの点だけである。総裁選で主張していた「金融所得課税」や「新自由主義からの転換」は早々と姿を消し、「新しい資本主義」はスローガンだけで実体は見えない。新型コロナ対策での後手、子ども一人当たり10万円給付での混乱、ワクチン接種の遅れ、経済無策などは前政権と変わらず、改憲と軍事大国化路線は前政権以上に際立っている。

その背景には、国民の保守化に対応した自民党の変質がある。第2次安倍政権の下で、自民党は多元的な政治潮流を含むキャッチ・オール・パーティーとしての特徴を失った。安倍・菅政治に追随する右翼の保守派に支配される部分政党(キャッチ・パート・パーティ)に変わったのである。自民党総裁選に立候補すらできなかった石破茂元幹事長とそのグループの末路が、多元性を失ってしまった自民党の変質を物語っている。

● 岸田首相による改憲策動の多面性

このような自民党の変質のもう一つの現れが、岸田首相とその出身派閥である宏池会の変容で

あった。池田元首相は明文改憲路線から解釈改憲路線へと転じ、国論を二分するような政治的対立を避け、所得倍増計画によって国民の支持を集めた。岸田首相の先輩に当たる古賀誠元宏池会会長は『憲法9条は世界遺産』(かもがわ出版)という著書を上梓し、9条改憲に反対していた。

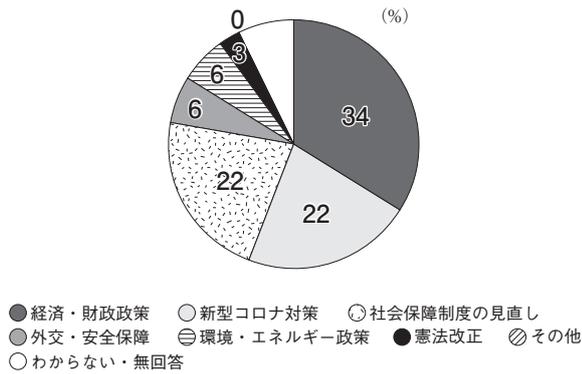
岸田首相自身もかつて「9条改正は必要なこととは思わない」と発言しており、2017年放送のラジオ番組でも「自民党として丁寧な議論を行っていききたい」と答えるなど、改憲に積極的ではなかった。それが変化したのは、安倍後継総裁に向けて禅譲路線を取り、安倍元首相におもねる対応に転じたからだ。改憲の機運を高めるための全国行脚などを提起したのもこのとき以降である。

このような安倍元首相への迎合は、今年の総裁選でさらに強まった。それは支援への返礼であると同時に、安倍元首相を支えてきた右翼保守派にすり寄り、自民党の右傾化と部分政党への変質に対応するためでもあった。自民党内で多数派となるために、右へとハンドルを切ったのである。

こうして、岸田首相は明文改憲を推進する路線に転じた。ただし、安倍元首相のように正面から改憲の旗を振ることは避けている。トップが改憲論議を引っ張ろうとして反発を強めた反省があるからだ。2022年1月17日の施政方針演説でも「国会内外での議論を重ね、国民的な議論を喚起していく」と述べるにとどめていた。

他方で、昨年11月19日の自民党総務会で「憲法

図2 2021年衆院選で最も重視する政策課題
(NHK世論調査)



いう岸田首相の手法が、新局面の大きな特徴になっている。それだけではない。明文改憲に向けても新たな動きが生じている。その最たるものは、前述の憲法改正実現本部を司令塔に本腰を入れて世論工作を始めていることだが、その他にも以下のような点が注目される。

第1に、昨年の総選挙の結果、日本維新の会と国民民主党が議席を増やし、改憲に積極的な姿勢を示していることである。自民党が世論喚起に本腰を入れ始め、憲法審査会での審議促進を図っているのも、野党内で改憲支持勢力が増え、衆院での発議の可能性が高まったからにほかならない。

第2に、国民投票の手続きを定めた国民投票法が、昨年の通常国会で改定されたことである。これについては、3年以内にコマーシャル規制などについての改定を行うこととされているが、それが改憲の歯止めになるかどうかについては自民党と立憲民主党の間で解釈が分かれている。

そして第3に、野党第一党の立憲民主党が孤立を恐れ、自民党とそれに同調する維新などに妥協的な対応を示し始めていることである。予算審議中の憲法審査会の開催に否定的だった立憲民主党は方針を転換し、22年2月10日の衆院憲法審査会への出席に応じた。衆院での予算審議中の開催は13年2月以来のことであった。

改憲発議に向けて、これまでになかった危険な局面が訪れている。しかし、このような動きは国民の意識と大きく乖離している。図2は、NHKが昨年の衆院選に際して最も重視する選択肢を挙げて聞いた調査である。それによれば、「経済・財政政策」が34%、「新型コロナ対策」が22%、「社会保障制度の見直し」が22%、「外交・安全保障」が6%、「環境・エネルギー政策」が6%となっており、「憲法改正」は3%で最も少なかった。国民は「憲法改正」を望んでいるわけではない。

改正推進本部」を「実現本部」に改め、本部長に古屋圭司元国家公安委員長を充てる人事を決定した。その後、タスクフォースを立ち上げ、全国11ブロックの責任者を集めて連休までに全都道府県連で少なくとも1回の集会を開くこととし、2月6日に岐阜市で初の地方集会を開催した。

このように、岸田改憲路線は国民向けと党内向けを使い分け、国民に対しては改憲に消極的だという宏池会のイメージを利用しようとしている。また、国会内での憲法審査会を舞台にした発議に向けての準備だけでなく、「国民世論の喚起」を重視するのも特徴的である。

さらに、このような明文改憲に向けての取り組みだけでなく、憲法解釈の変更による敵基地攻撃能力の保有と先制攻撃、国家安全保障戦略・防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画という3文書を9年ぶりに見直すなど、実質改憲にも着手しようとしている。岸田首相の改憲策動がこのような多面性を持っている点に注意しなければならない。

これらの見直しに際して、岸田首相はあらゆる選択肢を排除しないとしている。しかし、これも大きな間違いだ。戦争に結びつくような憲法に反する選択肢は断固として排除しなければならない。憲法99条による憲法尊重・擁護義務を無視することは許されない。

● 新局面が始まった

以上に見たような多面的な改憲策動への着手と

改憲の狙いは戦争と独裁

自民党は憲法条文の書き換え（明文改憲）に向けて、9条への自衛隊明記、緊急事態条項の新設、合区の解消、教育環境の充実という4項目の原案を提示している。これが俗にいう「改憲4項目」である。その中心的な狙いは、1番目の自衛隊明記と2番目の緊急事態条項にある。

これによって「憲法の3原則は変えません」と自民党は言い訳しているが、自衛隊明記は平和主義に反し、緊急事態条項は国民主権と基本的人権の尊重に抵触する。いずれも「憲法の3原則」を変更することになる。憲法原則の変更は「憲法改正」ではなく、新しい憲法の制定を意味する。

憲法9条への自衛隊明記の目的は、「最小限の実力部隊」であって「軍隊ではない」とされてきた自衛隊の「国軍化」を実現し、米軍と共に戦争に加わることを可能にすることにある。確かに、平和・安保法制（戦争法）によって集団的自衛権は部分的に行使できるようになり、重要影響事態や存立危機事態と認定されれば米軍と共に作戦行動に参加することができるようになった。

しかし、それは武器等防護や補給支援などであって、今日でも武力行使を目的としたフルスペック（完全な形）での海外派兵は認められていない。完全な形での集団的自衛権行使のための海外派兵、たとえば「台湾有事」に際しての米軍との共同作戦を可能にするためには、「憲法9条の縛り」を解除しなければならない。そのための手段こそ、9条への自衛隊の明記なのである。

緊急事態条項を新設する目的は、「大地震が発生した時などの緊急事態対応を強化」することだとされている。「緊急事態においても、国会の機能をできるだけ維持」し、「内閣の権限を一時的

に強化し、迅速に対応できるしくみを憲法に規定」すると、自民党は説明している。

しかし、緊急時に「国会の機能をできるだけ維持」というのは真っ赤な嘘だ。新型コロナウイルスの感染拡大によってパンデミック（感染爆発）が生じ、「緊急事態宣言」が発出される「緊急事態」の下、憲法53条に基づいて臨時国会の召集が求められても、国会は召集されなかった。

真の狙いは「内閣の権限を一時的に強化」して法律と同様の効力を持つ政令を出すことにある。国民主権によって成り立っている国会を有名無実化し、その立法権を奪って行政府による専制を生みだそうというのだ。このような独裁が可能になれば国民の基本的人権は無視され、戦争へと動員することが容易になる。改憲の狙いは、まさに戦争と独裁にあると言わなければならない。

2 憲法闘争の多面的な課題

明文改憲の阻止

岸田政権の改憲策動に対しては、多面的で多角的な憲法闘争が展開されなければならない。その中心的な課題は、言うまでもなく明文改憲に向けての発議を阻止することである。そのためのたたかいは、国会と地域にある。そして、この両者を媒介するのが情報戦とも言うべきメディア環境をめぐる取り組みである。

第1の国会での攻防は、一段と激しさを増している。維新の会が存在感を高め、憲法審査会で審議の促進を求め、予算委員会など各種委員会でも政府・与党の補完や牽引力として、改憲を焚き

付ける動きを強めているからである。これに対しては、立憲野党の孤立と動揺を防ぎ、共産党の排除を許さない取り組みが重要になっている。

第2の草の根での攻防も強まっている。自民党が地方や地域から対話集会や講演会を開催するなど、世論の喚起に本腰を入れ始めたからである。これに対しては、「憲法改悪を許さない全国署名」を武器に、地方・地域や駅頭での宣伝活動、学習・講演活動に精力的に取り組む必要がある。

そして、第3のメディア環境をめぐる攻防も新たな局面を迎えている。旧来の情報伝達手段としての新聞やテレビ、週刊誌などに代わって、インターネットや会員制通信サービス（SNS）が台頭し、若者などを中心に社会的な影響力を高めているからである。これに対しては、読売新聞やNHKなどの政府寄りの報道姿勢を^{ただ}糾し、自民党の情報操作に対抗しなければならない。ネットなどでの個人の役割の増大に対応して、情報発信力の強化にも取り組む必要がある。

これらの攻防の最終的な焦点は世論の争奪戦ということになるだろう。それが集約されるのが選挙であり、当面の決戦の場は夏の参院選である。この決戦に向けて、どれだけ改憲反対の世論を盛り上げられるかが、改憲発議をめぐる勝敗を分けることになる。

解釈改憲と実質改憲の是正

岸田政権に^{たいじ}対峙する憲法闘争は、改憲を阻止すれば良いというだけではない。改憲を阻止しても、反憲法政治の現状が残るからだ。したがって、憲法解釈の変更によって歪められた平和主義の回復と、それを定着させるための法や制度の改悪も是正しなければならない。最近でも、オンライン国会を可能にするための56条解釈を、憲法審

査会での多数で押し切るという動きがあった。このような解釈改憲の阻止と、実質改憲の是正による活憲政治の実現が必要なのである。

そもそも野党共闘の始まりは、戦争法に対する反対運動にあった。それは特定秘密保護法や盗聴法、「共謀罪」法などの実質改憲に反対する運動を引き継いでいた。野党共闘にとって戦争法廃止は「一丁目一番地」だからこそ、市民連合を仲立ちとした政策合意の最初に「安保法制、特定秘密保護法、共謀罪法などの法律の違憲部分を廃止」することが掲げられていたのである。

しかも、戦争法の危険性は一段と高まっている。これによって集団的自衛権の行使が一部容認され、米軍支援のための自衛隊の海外派兵が可能とされたが、このとき想定されていたのは中東地域だった。しかし、「米中対立」が激化し、「台湾有事」が懸念されている今、米軍と共に自衛隊が活動するのは台湾周辺や東シナ海であり、「日本有事」に直結すると考えられている。

22年1月7日の日米安全保障協議委員会2+2では「中国の脅威」に対して共同での「抑止」や「対処」を確認し、「日米は緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎」とまで踏み込んだ。偶発的な武力衝突が生じた場合でも、それが戦争法で規定する重要影響事態などに認定されれば、米軍防護などの名目で自動的に自衛隊が戦闘に巻き込まれることになる。

このような事態を避けるためにも、戦争法の違憲部分の廃止は一刻の猶予もならない。火花が散る可能性がある地域にガソリンを積んで近寄るような愚行は避けるべきだ。必要なことは、たとえ火花が散っても燃え上がることのないように「水をかける」ことであり、そのために外交交渉で緊張の度合いを低めることである。

● 敵基地攻撃・先制攻撃論の誤り

憲法解釈の変更をテコにした実質改憲の最たるものは、最近注目されている敵基地攻撃能力の保有（敵基地攻撃論）であり、ミサイル攻撃阻止のための先制攻撃の構想だ。いずれも、これまで国是とされてきた「専守防衛」の範囲を踏み越えるものであり、明確な憲法違反となる。

敵基地攻撃能力とは、北朝鮮による度重なるミサイル発射実験を念頭に、ミサイルが発射される前に敵基地を攻撃して未然に防ごうというもので、自衛隊が相手国の領域にある発射地点を直接攻撃することを意味している。しかし、これは荒唐無稽で実行不可能な空理空論にすぎない。

このような主張が生じてきたのは、イージスアショアなどによる弾道ミサイル防衛（BMD）が不可能になったからだ。ミサイル技術が格段に進歩し、極超音速ミサイルや変速軌道のミサイルは迎撃が困難だからこそ、発射される前に攻撃することで防ごうというのである。しかし、ミサイルを発射する「敵基地」とはどこなのか。個体燃料によって移動する車両や列車、潜水艦などから発射されれば、攻撃目標を特定することはできない。

敵基地攻撃のための相手国空域内での爆撃は「排除しない」と、岸信夫防衛相は憲法違反の答弁を行っているが、このような想定自体、空理空論にすぎない。それでも全土をせん滅するだけの軍事力を保有すれば抑止効果を上げることができるという妄言もあるが、そうなれば際限のない軍拡競争の泥沼に引きずり込まれるだけである。

それではどうするのか。このような攻撃を防ぐ方法は一つしかない。どのような国でも、ミサイルを発射する意図を持たせないようにすればよ

い。そのための友好関係の確立と緊張の緩和を生み出す外交努力こそが、唯一の解決策なのである。

軍事的に防ぐことができなければ、外交的に防ぐしかない。対話と交渉によって敵意を和らげて緊張を緩和し、脅威を減らすことによって安全を確保することこそ、唯一、実現可能で現実的な道なのである。そして、これこそ憲法9条が定める平和主義の路線にはかならない。

● 新たな解釈改憲としての「核共有」論

ウクライナを侵略したロシアが核兵器による威嚇を行ったことを口実に、日本でも米国との「核共有（ニュークリア・シェアリング）」の議論をすべきだという主張が安倍元首相ら自民党の政治家によってなされ、日本維新の会はそのための提言を出した。これは核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという「非核三原則」を踏みにじり、原子力基本法や核拡散防止条約に違反し、核兵器禁止条約にも逆行する暴論である。

「核共有」とはNATOの方策で、米国はイタリア、ドイツ、トルコ、ベルギー、オランダの5カ国に核爆弾を計150発配備している。安倍元首相の言うように日本もそうすれば、在日米軍基地や自衛隊基地に核を貯蔵・管理する施設が作られ、自衛隊は核攻撃能力のある戦闘機を保有することになる。「非核三原則」が禁じた「核持ち込み」どころか、自衛隊が核攻撃に参加するのである。

これが核軍拡競争に一層の拍車をかけることは明白だ。万一、周辺国との紛争になれば、核爆弾を配備している基地が攻撃の標的になる。米国との「核共有」という議論はプーチン大統領と同じ立場に立つことになり、有害でしかない。

日本は広島と長崎に核爆弾を投下された唯一の戦争被爆国である。また、福島第一原発での放射能漏れなど、最悪の原発事故も経験している。核の怖さを最もよく知る日本は、世界に向けて核廃絶のメッセージを出して、核兵器と原発の廃止のために先頭に立つべき歴史的な使命を帯びている。憲法の解釈を変えて核をもてあそぶような愚行は断じて許されない。

改憲反対とともに憲法に基づく政治の実現を

歴代の自公政権は、明文改憲に向けての世論の喚起と共に、日米軍事同盟の強化、米軍基地の拡充、自衛隊の定着と国軍化を図ってきた。いずれも戦争を放棄し、陸海空軍の戦力の不保持を規定する憲法9条に反する違憲の政治である。改憲に反対するとともに、このような政治のあり方を変え、憲法に基づく政治を実現しなければならない。

日米軍事同盟がもたらす最大の問題は米軍基地と日米地位協定の存在である。首都の周辺を米軍基地が取り巻き、上空を軍用機が飛び交い、空域が占有されている。まるで占領状態が継続されている植民地のような扱いを受けている。いつまでこのような状態を続けるのか。

日米地位協定において、このような占領状態の継続はさらに顕著である。米軍犯罪に対する裁判自主権はなく、締結以来一度も改定されていない。同様の条約を結んでいるイタリアやドイツ、フィリピンやオーストラリアなどとは大違いである。新型コロナウイルス感染対策を徹底する点でも大きな抜け穴となった。これらの問題点を解決するための地位協定の改定は急務だ。

なかでも、沖縄の辺野古で進んでいる新基地の建設は大きな問題を引き起こしている。軟弱地盤の存在が明らかになり、いつ完成するのか、どれ

だけの費用が掛かるのかが不明で、県民の多くが反対している。直ちに中止し、これとは別個に普天間基地の返還と基地負担の軽減を実現すべきである。

鹿児島や沖縄の南西に広がる宮古島や石垣島でも、中国を仮想敵とした自衛隊基地の増強が行われつつある。本土を含む各地の自衛隊基地でも、無人偵察機や無人攻撃機、オスプレイなどの配備計画が進められている。このような南西諸島の攻撃拠点化や、米軍・自衛隊基地機能の強化は攻撃されるリスクを高めて軍拡競争を引き起こすだけであり、直ちに中止しなければならない。

米軍兵器の爆買い、ヘリコプター空母の改修、長距離ミサイルの導入など、軍事大国化を目指した防衛費の増大も毎年続き、岸田政権は昨年総選挙でGDP2%枠の突破も視野に入れた公約を掲げた。憲法9条を理念とする平和国家のあり方はもはや「風前の灯」だと言わなければならない。

3 憲法を活かす活憲政府の樹立に向けて

野党共闘の威力

国会議員や国務大臣、公務員は憲法99条によって憲法を尊重し、擁護する義務を負っている。しかし、このような義務は投げ捨てられ、変えることを自己目的とする改憲論が堂々と主張されている。政府・与党だけでなく維新などの野党の一部も、もはや99条を守る意思を持っていない。

このような現状を変え、憲法を尊重し擁護するだけでなく、その理念や原則に沿った政治を実行

し、憲法を政治や生活に活かすことのできる活憲政治を実現しなければならない。このような新しい希望の政治を生み出すことができる唯一の手段が、野党連合政権の樹立である。

今年の総選挙では共産党を含む野党が市民と手を結び、始めて政権にチャレンジする選挙をたたかった。野党共闘は59選挙区で勝利し、33選挙区で接戦に持ち込むなどの成果を上げた。立憲民主党は14議席を減らしたが、共闘した小選挙区では9議席増となっている。比例代表で23議席減となったのは、支援団体である連合の裏切りによって組合員が「行き場を失った」からである。

自民党は安定多数を得たものの、神奈川13区で現職の甘利明^{あまひ あきら}幹事長が落選して辞任した。東京8区では石原伸晃^{いしはらのぶてる}元幹事長が落選して復活することもできなかった。どちらの選挙区でも、当選したのは野党統一候補だった。共闘しなければ、このような結果にならなかつたにちがいない。

野党共闘は小選挙区で1対1の構図を生み出し、大きな成果を上げた。全体として前進できなかったのは、共産党を含む共闘の力に恐れをなした自公政権の側が、反共攻撃などによって必死の反撃に転じ、一部の補完勢力がこのような分断攻撃に加担したからである。

このような野党共闘を破壊し、その力を弱めようとする分断攻撃は総選挙後も続いている。連合政権樹立への道を確認なものとするためには、このような攻撃を打ち破り、参議院選挙での立憲野党の勝利を確認なものとしなければならない。

「悪魔の囁き」に惑わされない

野党共闘を立て直すために重要なことは、総選挙後から繰り返されている「悪魔の囁き」に惑わされず、その誤りを明らかにして打ち砕くことで

ある。その際たるものは「野党共闘には意味がなかった」かのようにいう言説だが、すでに述べたように、大きな効果があったことを確認しておかなければならない。加えて、以下のような言説に対しても、的確に反論する必要がある。

その第1は「野合」批判であるが、2016年以降、国政選挙のたびに立憲野党は合意事項を明らかにしてきた。今年の総選挙に向けても、市民連合を仲立ちにして6柱20項目の政策合意を明らかにしている。これにたいして、連立を組んでいる自民・公明両党は一度としてこのような合意事項を明らかにして選挙をたたかうことはなかった。

今年の総選挙でも、両党は別個に独自の公約を掲げて選挙に取り組んだ。だからこそ、選挙が終わってから公明党が約束した子どもへの10万円支給問題で大混乱することになった。事前に合意していれば混乱するはずはない。政権を担うことだけを目的にした連携こそ「野合」ではないのか。当選だけを目的にした大阪での維新と公明の住み分けは、このような「野合」の最たるものだ。

第2は共産党との「限定的な閣外からの協力」への批判である。総選挙後、これについて十分な理解が得られなかったという「反省」が、立憲民主党の代表選挙などを通じて相次いだ。しかし、これについて十分理解していなかったのは、そう言う人々のほうである。

というのは、「限定的な閣外協力」はずでに始まっていたからだ。岸田新政権発足に際しての首班指名選挙で、共産党を含む野党4党は立憲の枝野代表の名前を書いた。もし総選挙で多数になれば再び枝野代表の名前を書き、当初予算案に賛成し、合意した政策についての法案成立で協力したはずだ。これは当たり前のことで、それなしに連合政権を樹立し、維持することはできない。

そして第3に、総選挙が終わってから急に大き

くなった「野党は批判ばかり」という言説で、必要なのは「対案や提案だ」というのである。実際には野党は批判ばかりしているわけではないが、しかし批判しなかったら野党ではない。

三権分立の行政府に対する立法府のチェックを実質的に担っているのは野党である。この野党という「虎の牙」を抜いて猫に変えようとするのが、このような主張にほかならない。寅年なのに猫になってどうするのか。三権分立は形骸化し、議会制民主主義も崩壊してしまうだろう。

● 国民民主党の与党化と連合

このような「悪魔の囁き」がどのような効果をもたらすのかが、国民民主党の行動によって示された。「提案型路線」によって牙を抜かれた姿が露わになったからである。それは国民民主党の急速な与党化であった。

国民民主党は政府が提出した2022年度当初予算に賛成し、与党に向けて一步踏み出した。これに続いて玉木代表は岸田首相、山口公明党代表と会談し、ガソリン税の一部を引き下げる「トリガー条項」の凍結解除などを要請した。

岸田首相は「あらゆる選択肢を排除せずに検討する」と言うだけで、その実行を確約したわけではなかった。玉木代表は自公国3党による政策協議も要請し、与党側は「これからも意見や要望があればうかがう」と一定の理解を示したが、これも野党分断の策略にすぎない。

このような国民民主党の与党化の背景には支持団体である連合の変質がある。芳野友子新会長の就任以降、自民党への接近を強め、総選挙では共産党との共闘に反対し、「全トヨタ労働組合連合会」が与党と連携する方針に転じて、野党系の組織内候補を擁立しなかった。選挙後も、自民党の

茂木幹事長や麻生副総裁と個別に面会し、岸田首相も連合の新年交換会に出席してあいさつした。

他方で自民党も連合との距離を縮める動きを見せている。塩谷立雇用問題調査会長が清水秀行事務局長と会談して、連合の要望に寄り添う姿勢を強調し、選挙区に自動車工場などを抱える有志が「自動車立地議員の会」を設立して、自動車関係の労組を引き込もうとしている。2022年の運動方針案でも「連合並びに友好的な労働組合との政策懇談を積極的に進める」と連合の名前を明記した。

国民民主党も連合も手を取り合って自民党へとすり寄っている。国民の期待も組合員の信頼も振り捨てて補完勢力になろうとしているのである。翼賛化を進めることで与党の一角に加わることを夢見ているのかもしれないが、結局は自滅の道を歩むことになるだろう。活路は市民と野党の共闘にしかない。

● 平和で安全な東アジアと民主国家日本というビジョン

市民と野党の共闘によって樹立される活憲の政府は、どのようにして日本の平和と安全を確保できるのか。それは平和で安全な東アジアの実現による周辺環境の安定化と、それを牽引できる民主国家日本への転換によって可能になる。そのためには、どの国によるものであっても覇権主義的な現状変更と横暴を許さず、国連憲章と国際法に基づいて、あらゆる紛争や対立を話し合いで解決する国際的な枠組みを作らなければならない。

具体的には東南アジア諸国連合（ASEAN）のように、話し合いで紛争の解決と武力行使の放棄を義務付けた東南アジア友好協力条約（TAC）を締結し、東アジア共同体の創設をめざすことである。それは、特定の国を排除したり包囲したり

するのではなく、北朝鮮や中国なども含めた包括的な対話と協力の地域に変える構想である。

それを実現するためには、日本が過去の侵略戦争や植民地支配という負の歴史に正面から向き合い、その過ちを反省すること、日米軍事同盟への依存や在日米軍との一体化を改め、国家的な自立を回復して独自の外交を展開することが必要である。そのためにも、憲法9条の理念を活かした平和共存の道を追及する外交努力に徹することが不可欠の条件となる。

平和で安全な東アジアと民主国家日本という将来ビジョンは憲法によって示されている。それを政治と生活に活かすことこそが、連合政権の歴史的な使命であり存在価値なのだ。そのためにも、憲法を変えてはならない。変えるのではなく、その理念と条文を全面的に具体化できる政府の樹立こそがめざされるべき目標なのである。

むすび

憲法をめぐる多面的で全面的な対決の天王山として、来る7月の参院選がたたかわれる。参院議員は任期6年で、半数ごとに改選される。したがって、選挙は3年ごとに繰り返されるが、今度の選挙は今までにない特別な意義と重要性をもっていることを強調しておきたい。

それは総選挙で改憲勢力が議席を増やして3分の2を大きくこえ、明文改憲に向けて新たな局面を迎えて危険性を高めた時点での選挙になるからだ。したがって、その最大の課題は改憲勢力が3分の2の議席を超えることを阻止し、国会での発議を許さない力関係を作ることである。

有権者の投票行動を通じて、明文改憲を許さな

いという意思を明確に表明できる貴重な機会になる。そのチャンスを生かさなければならない。まして、衆院が解散されなければ、今後3年間は国政選挙がない「黄金の3年間」となり、改憲に向けてじっくり取り組もうと狙っているからなおさらである。

衆院選と異なって、参院選で野党が多数となっても政権交代に直結するわけではない。したがって、政権批判が直接に出やすいという傾向がある。まして、安倍・菅・岸田と続く「コロナ失政」によって国民の生命と健康、暮らしや雇用、経済がずたずたにされてしまった後の国政選挙である。国民無視の悪政に対する厳しい審判の機会としなければならない。

また、この参院選は総選挙以降に強まった野党の弱体化と、共闘の分断を狙う攻撃に対する反撃の機会としても重要である。一人区での共闘の維持と統一候補の勝利に努めるだけでなく、複数区では共闘に加わる立憲野党の議席拡大を目指さなければならない。市民と野党の共闘を再生・発展させ、立憲野党が全体として健闘・前進することによってこそ、来る総選挙での政権交代による活憲政府樹立に向けての展望を切り開くことができるからである。

いがらし じん 1951年新潟県生まれ。法政大学名誉教授。大原社会問題研究所名誉研究員、全国革新懇・東京革新懇代表世話人、労働者教育協会理事。法政大学大原社会問題研究所所長・米ハーバード大学ライシャワー日本研究所客員研究員などを歴任。専門は政治学・労働問題。著書に『日本を変える―「新しい政治」への展望』（学習の友社）など。個人ブログ「五十嵐仁の転成仁語」<http://igajin.blog.so-net.ne.jp/> を発信。